

平成30年度事業計画書（総括）

基本方針

公益財団法人岩手県下水道公社は、岩手県及び県内市町村の下水道行政を支援するため、下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援事業を行い、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした定款の趣旨に順じた次の2事業を展開する。

1 公益目的事業

- 下水道の普及啓発事業
- 下水道施設の管理運営支援事業
- 下水道技術者育成事業
- 下水道に関する調査研究事業
- 排水設備工事責任技術者の資格認定事業

2 収益事業

- 下水道施設整備支援事業
- アセットマネジメント支援事業

平成30年度公益目的事業計画書

1 基本方針

平成30年度は、流域下水道施設については岩手県から、公共下水道施設については市町村から管理運営支援業務を受託し、適正かつ効率的な下水道施設の管理運営を支援するとともに、下水道に関する知識の普及・啓発及び技術研修並びに調査研究等について、産学官の連携により積極的に推進し、また、確実な排水設備の工事を実施するために必要な排水設備工事責任技術者資格を認定することとし、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため、次のとおりの事業を実施する。

2 事業内容

(1) 下水道の普及啓発事業

ア 下水道の役割や重要性を一般の方々にPRするため、「下水道の日」(9月10日)にちなんで「施設見学会」を開催すると共に、環境教育の一環である「下水道の学習」を取り入れている小学校や一般の施設見学の希望者に対し、見学案内等により下水道に関する知識と関心を深める。

イ 水洗化率向上や下水道の仕組みや役割を理解してもらうことを目的として、小学校から一般の方々を対象に「下水道出前講座」、小学生を対象とした「夏休み下水道教室」を実施するほか、市町村等が開催する外部のイベントへ出展する。

(2) 下水道施設の管理運営支援事業

ア 県民の衛生的で快適な居住環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため、岩手県から管理運営支援業務を受託し流域下水道施設の適正かつ効率的な管理運営を支援する。

イ 公共下水道施設の管理運営に必要な専門職員が不足している市町村から管理運営支援業務を受託し、公共下水道施設の適正かつ効率的な

管理運営を支援する。

(3) 下水道技術者育成事業

ア 下水道管理者として習得しておくべき基本的な事項及び下水道施設の設計・積算から維持管理に必要な知識・技能について、技術研修を2回に分けて実施する。

イ 下水道の適正かつ効率的な管理運営を行うために、市町村職員が日本下水道事業団の「下水道研修」に参加する場合の受講料を助成する。

ウ 下水道の地方公営企業会計導入へ向けて、市町村職員を対象に「地方公営企業会計」をテーマとして研修を3回実施するほか、研修のフォローアップとして「地方公営企業会計個別相談会」を2回実施する。

(4) 下水道に関する調査研究事業

(公財) 日本下水道新技術機構、参加表明した下水道管理者及び企業と共同で実施する「低圧損型超微細気泡散気装置の導入マニュアルに関する研究」に参画する。

(5) 排水設備工事責任技術者の資格認定事業

下水道法で規定する排水設備の設置基準や技術基準に基づき、受験講習会や更新講習会を実施し、排水設備工事責任技術者の資格を認定する。

平成30年度収益事業計画書

1 基本方針

本県の下水道整備を促進するため、下水道に関する技術支援が必要な県及び市町村に対し、下水道施設の設計、積算及び現場監督補助等を行うとともに、東日本大震災津波等により被災した市町村に対して、災害復旧・復興のための支援業務を実施する。

また、下水道施設の適正かつ効率的な運用を支援するため、市町村に対し下水道施設の長寿命化計画を策定することとし、次のとおり事業を実施する。

2 事業内容

(1) 下水道施設整備支援事業

県及び市町村が施工する下水道工事に係る設計、積算及び現場監督補助等の業務を受託し、技術支援を行うとともに、東日本大震災津波等による災害復旧のための技術支援を行う。

(2) アセットマネジメント支援事業

公共下水道施設における設備台帳への基本データ入力及びストックマネジメント計画策定業務を市町村から受託し、技術支援を行う。

平成30年度管理部門事業計画書

1 職員研修

(1) 基本研修

職員の職務と責任の度に応じて必要となる知識及び技能の習得を図ることを目的に、岩手県立産業技術短期大学校主催の能力開発セミナーを実施する。

(2) 専門研修

各種法令に基づく資格者の育成を目的とした研修、技術や知識の習得を目的とした外部の研修を実施する。

(3) 社内研修及び改善発表会

職員の資質向上と情報共有・情報交換を図ることを目的に研修会を3回実施する。

また、業務の適正かつ効率的な運営に向けて取り組んだ成果について発表する「改革改善成果発表会」を開催する。

2 健康管理

労働安全衛生法に基づくストレスチェックを全職員に実施する。

3 職員採用

機械職、電気職、土木職の職員を募集し、組織体制強化を図る。